

平成 27 年度事業計画

I. 事業計画

1. 基本方針

本会会員相互の連携協調を図りながら、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、新興感染症など獣医公衆衛生及び動物の福祉の増進に寄与するとともに地域社会への貢献に努める。

2. 主な事業実施概要

公益目的事業 1：獣医学術、獣医療の専門的知識・技能の普及並びに人材育成

獣医師及び動物医療は、食の安全確保や共通感染症対策をはじめ、畜産業の振興、家庭動物の保健衛生の向上、更に動物愛護福祉、自然環境保全など獣医療技術の高度化・多様化に対し、技術の質の確保と信頼性の確保を図る。一方、獣医学術をもとに市民公開講座やセミナー、学会、各種教室を開催するなどして、広く一般に専門的知識や技能等の普及・浸透を図る。

(1) 平成 27 年度島根県獣医学会の開催

趣 旨：獣医学術の開発と普及をすすめる、畜産の振興と公衆衛生の向上並びに小動物獣医学の振興普及を図り、もって社会に寄与する。

主 催：(公社)島根県獣医師会

学 会：産業動物部門・小動物部門・獣医公衆衛生部門

と き：平成 27 年 7 月 30 日 (木)

ところ：松江市「サンラポーむらくも」

(2) 平成 27 年度獣医学術中国地区学会の共催

目 的：中国地区の獣医師が常に密接な連携を保ち、獣医学に関する学術の研究と獣医業務及び公衆衛生業務の振興と普及を図り、「獣医師の誓い—95 年度宣言」を踏まえ社会の負託にこたえることを目的とする。

学 会：産業動物獣医学会・小動物獣医学会・獣医公衆衛生学会

主 催：(公社)岡山県獣医師会

共 催：(公社)鳥取県獣医師会、(公社)島根県獣医師会、
(公社)広島県獣医師会、(公社)山口県獣医師会

と き：平成 27 年 10 月 10 日 (土)～11 日 (日)

ところ：岡山市「岡山コンベンションセンター」

岡山市北区駅元町 1 4 番 1 号

(3) 平成 27 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会への参加

開催形式：秋田県獣医師会委託開催形式による秋田市で開催

開催主体等：日本獣医師会主催、秋田県獣医師会共催

企画及び運営：日本産業動物獣医学会・日本小動物獣医学会・日本獣医公衆衛生学会

開催期日：平成 28 年 2 月 26 日 (金)～28 日 (日)

開催場所：秋田市「秋田キャッスルホテル」・「秋田アトリオン」他

(4) 講習会開催

- ① 産業動物講習会 (担当：山口県獣医師会)
- ② 小動物講習会 (担当：鳥取県獣医師会)
- ③ 獣医公衆衛生講習会 (担当：島根県獣医師会)
- ④ 野生動物救護講習会 (担当：島根県獣医師会)
- ⑤ 小動物臨床講習会 (担当：島根県獣医師会)

(5) 高度獣医療講習会

公益目的事業2：人畜共通感染症、特に狂犬病予防対策及び正しい知識の普及啓発

狂犬病予防法に基づく狂犬病予防対策を地域で円滑に推進するため、県及び市町村との連携強化の下で、予防注射の実施や注射済票の交付、登録委託業務等の予防対策事務、更に、狂犬病予防対策に係る普及・啓発を推進する。特に、予防注射については飼育者の利便性を図るとともにワクチンの接種率を高め狂犬病の発生、まん延を防止して、公衆衛生の向上・公共の福祉の増進に貢献する。

- (1) 狂犬病定期予防注射への開業獣医師の推薦・派遣
- (2) 県及び市町村との連携を密にした狂犬病予防対策事業推進の円滑化
- (3) 狂犬病予防注射の接種率の向上
- (4) 狂犬病予防意識の高揚と適正な飼育管理についての普及啓発

公益目的事業3：飼育動物に関する保健衛生の向上並びに動物愛護思想、動物福祉の増進及び野生動物保護の普及啓発

近年、動物の虐待事件や遺棄等が見受けられるとともに、動物を安易に飼い始め、途中で飼育放棄したり、鳴声や悪臭等により近隣住民とのトラブルを起すなど動物に係る問題の発生が後を絶たない。また、社会環境の変化に伴い、多くの野生動物が絶滅に瀕し、また傷ついたり、親とはぐれて救護される野生動物が急増していることから、動物愛護及び管理を図る施策の推進及び野生動物保護活動への取り組みを積極的に行い社会的責務を果たす。

- (1) 傷病野生鳥獣救護と野性鳥獣保護思想の普及啓発
- (2) 負傷動物の診療と動物愛護管理の普及啓発
- (3) 動物愛護週間事業への共催
- (4) 学校飼育動物活動へのサポート
- (5) 身体障害者補助犬の健康管理支援
- (6) 「犬のしつけ方教室」及び「インターネット里親事業」(島根県動物保護管理協会主催)への協力

その他の事業(相互扶助等事業)

他1：用品(各種証明書・医薬品指示書等)の頒布

主に会員向けに、獣医事の向上や獣医師の福祉の向上に必要な獣医関連用品(各証明書・医薬品指示書等)を頒布する。

他2：獣医師福祉共済事業(生命共済・賠償責任等)

主に会員向けに、獣医師福祉共済の取次を行う。

3. その他会務の運営に必要な関連事業

1) 広報事業

(1) 島根県獣医師会報の発行（年：2回）

(2) 獣医事情報の収拾・伝達

2) 獣医事対策の推進

(1) 各関係諸団体開催会議等への参加

(2) 中国地区獣医師会連合会の事業への連携・協力

(3) 島根県種畜共進会への後援

3) 家畜衛生及び獣医公衆衛生対策の推進

(1) 自衛防疫事業の円滑な推進

(2) 食品の安全確保対策の推進

4) 開業獣医師の活動支援